

患者申出療養評価会議における審議参加の運用の見直しについて（案）

- 患者申出療養評価会議における審議参加の基準については、他の会議体における取り扱い等を踏まえつつ、「患者申出療養評価会議」運営細則として定めた。
- 薬事・食品衛生審議会薬事分科会においては、平成27年4月、独立評価委員会による意見を踏まえ、審議参加規程の見直し等が行われた。その一環として、製薬企業等における寄付金・契約金等の自主的な公表を活用し、委員の申告内容を企業へ確認する仕組みが試行的に導入され、平成28年2月より本格的に導入となった。
- これを踏まえ、患者申出療養評価会議においても同様の仕組みを取り入れ、「患者申出療養評価会議」運営細則を次のとおり改正し、別紙の様式を用いて次回開催から運用してはどうか。

新	旧
<p>(申告対象期間等)</p> <p>3 <u>前項の自己申告について、構成員等は、事務局を通じ、企業に対し、企業が寄付金・契約金等の情報公開のために保有するデータを活用した確認を求め、事務局からの報告を踏まえ、必要に応じて、自己申告の補正を行うことができる。</u></p> <p><u>なお、上記確認に関し、構成員等は、事務局が当該構成員等の寄付金・契約金等の受取額に関する情報を企業とやりとりすることについて、あらかじめ同意するものとし、事務局は、必要に応じて企業に対して、こうした同意を得ている旨を申し添えることができるものとする。</u></p>	<p>(申告対象期間)</p> <p>第5条 申告対象期間は、原則として、検討が行われる会議の開催日の属する年度を含む過去3年度とする。</p> <p>2 構成員等は、会議の開催の都度、その寄付金・契約金等について、申告対象期間において最も受取額の多い年度につき、自己申告するものとする。</p> <p>(新設)</p>

(別紙)

企業等における公表情報等の活用について

患者申出療養評価会議においては、構成員等は、企業からうけた寄付金・契約金等について自己申告を行うに当たり、事務局を通じて、企業に対し、当該企業が情報公開のために保有するデータを活用し、申告の額が過少になっていないか等の確認を求め、事務局からの報告を踏まえ、必要に応じて、自己申告の補正を行うことができます。

当該確認を行う場合には、事務局が寄付金・契約金等の受取額に関する情報を企業とやりとりすることについてあらかじめ同意頂くことが必要となります。また、この同意を頂いた場合、事務局は、必要に応じて、企業に対して、こうした同意を得ている旨を申し添えることがあります。

つきましては、下記を用いて、御意向をお聞かせ頂きますようお願いいたします。

(どちらかに☑をお願いします)

自己申告について、事務局を通じた企業による確認を希望し、事務局が寄付金・契約金等の受取額に関する情報を企業とやりとりすることについて同意する。

自己申告について、事務局を通じた企業による確認を希望しない。

平成 年 月 日

御所属： _____

御氏名： _____

なお、本運用を希望されない場合でも、自己申告そのものは従来どおり必要となりますので、よろしくお願いいたします。